

【裁定委員会】2026年3月18日付け決定

事案1

1 懲罰対象者

U12 クラブ指導者

2 懲罰の内容

本協会の登録資格を、2026年3月18日（懲罰決定の日）から6か月間停止（バスケットボールに関する一切の活動について、2026年3月18日（懲罰決定の日）から6か月間停止する。

3 懲罰の起算日

2026年3月18日

4 懲罰の理由

本協会倫理規程〔遵守事項〕に定める「暴力、暴言、ハラスメント、差別、ドーピングおよび八百長等の不適切な行為ならびにスポーツのインテグリティまたはフェアプレーを著しく害する行為」に該当

5 事案の概要

所属選手複数名に対する暴言行為（人格を一方的に否定又は侮辱する発言。）

【裁定委員会】2026年3月18日付け決定

事案2

1 懲罰対象者

U12 及び U15 カテゴリーバスケットボール指導者

2 懲罰の内容

本協会の登録資格を、2026年3月18日（懲罰決定の日）から6か月間停止（バスケットボールに関する一切の活動について、2026年3月18日（懲罰決定の日）から6か月間停止する。

3 懲罰の起算日

2026年3月18日（理事会決定の日）

4 懲罰の理由

本協会倫理規程〔遵守事項〕に定める「暴力、暴言、ハラスメント、差別、ドーピングおよび八百長等の不適切な行為ならびにスポーツのインテグリティまたはフェアプレーを著しく害する行為」に該当

5 事案の概要

所属選手複数名に対する暴言行為（人格を一方的に否定又は侮辱する発言。）

【裁定委員会】2026年3月18日付け決定

事案3

1 懲罰対象者

U12 クラブ指導者

2 懲罰の内容

本協会の登録資格を、2026年3月18日（懲罰決定の日）から6か月間停止（バスケットボールに関する一切の活動について、2026年3月18日（懲罰決定の日）から6か月間停止する。

3 懲罰の起算日

2026年3月18日

4 懲罰の理由

本協会倫理規程〔遵守事項〕に定める「暴力、暴言、ハラスメント、差別、ドーピングおよび八百長等の不適切な行為ならびにスポーツのインテグリティまたはフェアプレーを著しく害する行為」に該当

5 事案の概要

- ・所属選手に対する暴力行為（手に持っていたハンドタオルで頭部を叩く行為。）

【裁定委員会】2026年3月18日付け決定

事案4

1 懲罰対象者

U15 クラブ指導者

2 懲罰の内容

本協会の登録資格を、2026年3月18日（懲罰決定の日）から9か月間停止（バスケットボールに関する一切の活動について、2026年3月18日（懲罰決定の日）から9か月間停止する。

3 懲罰の起算日

2026年3月18日

4 懲罰の理由

本協会倫理規程〔遵守事項〕に定める「暴力、暴言、ハラスメント、差別、ドーピングおよび八百長等の不適切な行為ならびにスポーツのインテグリティまたはフェアプレーを著しく害する行為」に該当

5 事案の概要

- ・所属選手複数名に対する暴力行為（頭部を手で叩く行為、臀部を足で蹴る行為。）

【裁定委員会】2026年3月18日付け決定

事案5

1 懲罰対象者

U12 クラブ指導者

2 懲罰の内容

本協会の登録資格を、2026年3月18日（懲罰決定の日）から2年間停止（バスケットボールに関する一切の活動について、2026年3月18日（懲罰決定の日）から2年間停止する。

3 懲罰の起算日

2026年3月18日

4 懲罰の理由

本協会倫理規程〔遵守事項〕に定める「暴力、暴言、ハラスメント、差別、ドーピングおよび八百長等の不適切な行為ならびにスポーツのインテグリティまたはフェアプレーを著しく害する行為」に該当

5 事案の概要

- ・所属選手複数名に対する暴言行為（尊厳を傷つけ、人格を否定する発言。）

【裁定委員会】2026年3月18日付け決定

事案6

- 1 懲罰対象者
都道府県協会役員
- 2 懲罰の内容
本協会の登録資格を、2026年3月18日（懲罰決定の日）から2年間停止（バスケットボールに関する一切の活動について、2026年3月18日（懲罰決定の日）から2年間停止する。
- 3 懲罰の起算日
2026年3月18日
- 4 懲罰の理由
本協会倫理規程〔遵守事項〕に定める「補助金、助成金等に関して不正な経理処理および不正な申請、ならびに脱税その他の経理に関わる不正な行為を行ってはならない」に該当
- 5 事案の概要
不適切な経理処理を行い、他の目的に流用する行為